

地域で活動する団体に物品を貸し出します

北区では、地域で活動する団体の支援を目的として、北区役所コミュニティ課で保有する物品を無償で貸し出します。

会議や会議の準備、イベント等の開催に利用ください。

貸出物品

- ワイヤレススピーカーセット（ワイヤレス1本・有線1本含む）1台
- プロジェクター 1台
- ハンドメガホン（トラメガ）大 1台（ 電池は団体で用意）
- ハンドメガホン（トラメガ）小 5台（ 電池は団体で用意）
- 電動ホチキス 1台
- ペーパーカッター（裁断機） 1台
- ラミネーター（ フィルムは団体で用意。庁内で使用。） 1台

対象団体

北区内で活動する非営利で公益的な団体で、次のいずれかに該当する団体。

- (1)北区市民活動ネットワーク登録団体
- (2)区内自治会及び自治会連合会
- (3)その他、北区役所区民生活部コミュニティ課長が適当と認めた団体
ただし、次に該当する活動を行う団体は除くものとする。

宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動

政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

貸出期間

10日以内です

注意事項

- (1)受取、返却は、申請団体が北区役所に来庁して行います。
- (2)転貸はできません。
- (3)使用目的以外の用途には使用できません。
- (4)取扱い等に注意してください。万一破損等をした場合は、原則、団体の責任において修繕等をしていただきます。

ワイヤレススピーカーセット	プロジェクター
	
ハンドメガホン(トラメガ)大	ハンドメガホン(トラメガ)小
	
電動ホチキス	ペーパーカッター(裁断機)
	
ラミネーター	
	